【中国】野生動物の違法取引や食用等を禁ずる決定 及び公衆衛生に係る立法計画の制定

海外立法情報課 湯野 基生

*新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、2020年2月24日、野生動物の違法取引や食用等を禁ずる決定が制定施行された。また公衆衛生領域の法整備を強化するため、同年4月17日、公衆衛生関係に係る立法計画が初めて策定され、関連法規の整備予定と方針が示された。

1 背景と経緯

2020 年 1~2 月の中国共産党中央委員会の会議において、習近平総書記は、新型コロナウイルスの感染拡大防止策の一環として、野生動物の違法取引や食用を厳しく取り締まる立法の整備を指示した。あわせて、公衆衛生関係の法体系の不備を解決し、法的枠組により公衆衛生を強化するため、関連法規を全面的に整備するよう指示した¹。

これを受け、全国人民代表大会(以下「全人代」)常務委員会は、現行法規の遺漏を至急補うため、同年2月24日に「野生動物の違法取引を全面的に禁止し、野生動物をみだりに食べる悪習を除去し、人民大衆の生命や健康の安全を適切に保障することに関する決定」²(全8項目。以下「決定」)を制定し、即日施行した。また、感染対策・緊急事態管理・バイオセキュリティを含む公衆衛生分野における立法の全面的、体系的な計画調整のため、同年4月17日には「公衆衛生の法治保障を強化する立法・法改正工作計画」³(以下「計画」)を策定した。これは特定の領域に係る初の立法計画である⁴。

2 「決定」の概要

(1) 禁止行為及び例外

野生動物保護法等で野生動物の食用等を禁じていることを重ねて強調し、違反した場合は現行法の規定より重く処罰する(第1項)。現行法が対象とする貴重な野生動物だけでなく、人工繁殖・人工飼育によるものを含め、陸生野生動物の食用を全面的に禁止し、野外で自然繁殖した陸生野生動物を食用のために捕獲・取引・輸送することを全面的に禁止する(第2項)。

^{*} 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年6月10日である。

¹ 习近平「全面提高依法防控依法治理能力 健全国家公共卫生应急管理体系」2020.2.29. 求是网 http://www.qstheory.cn/dukan/qs/2020-02/29/c 1125641632.htm>

² 「全国人民代表大会常务委员会关于全面禁止非法野生动物交易、革除滥食野生动物陋习、切实保障人民群众生命健康安全的决定」及び「关于《全国人民代表大会常务委员会关于全面禁止非法野生动物交易、革除滥食野生动物陋习、切实保障人民群众生命健康安全的决定(草案)》的说明」『全国人民代表大会常务委员会公报』2020 年 1 期, 202 0.3, pp.259-262. http://www.npc.gov.cn/wxzlhgb/gb2020/202004/cbb72a93a4be4b23b4bddf9aef66263d/files/212ab010c40a4798bcc84310122debe9.pdf なお、決定とは、法律の名称の一種である。岡村志嘉子「中国における立法法の改正」『外国の立法』No.265, 2015.9, p.120. https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9494206 を参照。

³ 「十三届全国人大常委会强化公共卫生法治保障立法修法工作计划」2020.4.29. 中国人大网 http://www.npc.gov.cn/n pc/c30834/202004/eacce363c350473f9c28723f7687c61c.shtml>

⁴ 立法法 (2000 年 3 月制定、2015 年 3 月改正) 第 52 条の規定に基づき、全人代常務委員会が、大会任期 (5 年) に 係る中期立法計画 (立法规划) 及び年ごとの年度立法計画 (年度立法工作计划) 等を策定し、立法の統一的な計画 を図ることとされている。岡村 前掲注(2), p.133 を参照。

ただし、家畜家禽として家畜家禽遺伝資源目録に登録された動物がは、牧畜法の規定による(第3項)。また、科学研究・薬用・展示等の特殊な場合には、国の関連規定に従い厳格な審査や検疫等を行うという条件で、野生動物を食用以外で利用することを認める(第4項)。

(2) 対策

各級人民政府及び各種社会団体には、生態環境保護と公衆衛生のための宣伝指導を積極的に 行い、社会全体が野生動物を食する悪習を改めることを求めている(第5項)。

また、各級地方政府及びその関係部門は、管理体制を強化し、違法な経営を厳しく取り締まる(第6項)。その一方、国務院及び地方政府は本決定の実施に当たり必要な保障措置を行い、 農家の経営活動の調整・変更を支援し、実情に応じて一定の補償を行う(第7項)。

3 「計画」の概要

「計画」は、「一、2020~2021年に制定・改正する法律(17件)」(表 1)、「二、総合的に計画し、適切な時期に制定・改正する関連法律(13件)」(表 2)、「三、その他制定・改正を要する関連法律」で構成される。

表 2 に列挙された 13 の法律(全て制定済)に関しては、感染症予防管理と公衆衛生の緊急事態管理体制の整備を結び付けて検討し、必要で実行可能なものから、適切な時期に全人代で改正に向けた審議をすることとされた。

「三、その他制定・改正を要する関連法律」では、法による公衆衛生の整備強化は、幅広い分野に及ぶため、生態環境・社会管理・行政処罰・国家安全等の領域の関連法律を制定又は改正するときに、感染症の予防管理の経験を総括して、公衆衛生に関する規定を各法律の中に盛り込むこととされた。

表 1 2020~2021 年に制定・改正する法律(17件)

進行状況(4/17 時点)	法律名
全人代の審議通過済み	「決定」(制定)、固体廃棄物環境汚染防止法(改正)
全人代への審議申請済み	生物安全法(制定)、動物防疫法(改正)、民法典(制定)
全人代への審議申請が今後 予定されるもの	野生動物保護法(改正)、伝染病予防治療法(改正)、突発事件対応法(改正)、 国境衛生検疫法(改正)、出入国動植物検疫法(改正)、牧畜法(改正)、農産品 品質安全法(改正)、業務執行医師法(改正)、社会救助法(制定)、科学技術進 歩法(改正)、治安管理処罰法(改正)、刑法(改正)

(出典) 「計画」を基に筆者作成。

表 2 総合的に計画し、適切な時期に制定・改正する関連法律(13件)

分類	改正する法律名
公衆衛生関係	基本医療衛生・健康促進法、中国医薬法、薬品管理法、ワクチン管理法、献血法、 職業病予防治療法、精神衛生法、母子保健法
動植物及び動物性食品の 安全関係	漁業法、食品安全法
感染症予防及び管理関係	赤十字会法、慈善法、公益事業寄付法

(出典) 「計画」を基に筆者作成。

外国の立法 No.284-1 (2020.7)

国立国会図書館 調査及び立法考査局

 [「]決定」等の規定に基づき、2020年5月29日、国家家畜家禽遺伝資源目録が国務院により発出された。ブタ等の 伝統的な家畜家禽17種に加え、特殊な16種が指定されている。「中华人民共和国农业农村部公告第303号」20 20.5.27. 中国政府网 http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-05/29/content 5515959.htm>